

北本市自治基本条例（案） 解説

2008年（平成20年）12月

北本市

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条）

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民（第5条・第6条）

第2節 議会（第7条・第8条）

第3節 市長等（第9条—第11条）

第4章 市政運営（第12条—第16条）

第5章 情報共有（第17条・第18条）

第6章 参画及び協働の仕組み（第19条—第24条）

第7章 他団体との連携及び協力（第25条）

第8章 実効性の確保（第26条・第27条）

附則

<前文>

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、武蔵野の面影を現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

私たちは、今、地方分権の時代を迎え、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという原則のもとに、市民主権の地方自治を確立し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをひらいていくことが求められています。

また、私たちは、一人ひとりが個人として尊重され、安全を享受して安心して生活することができる「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に努めるとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民は、まちづくりの主役となり、市と情報を共有して、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識のもとに、私たちは、北本市におけるまちづくりの基本原則とその基本的な事項を明らかにし、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、ここに北本市自治基本条例を定めます。

【解説】

この前文は、1 まちの歴史、文化と環境、2 新たな自治のかたち、3 まちのあるべき姿、4 その実現のために必要なこと、5 自治基本条例を制定する意義の5つの段落で構成しています。

ここでは、自治基本条例を制定する背景を述べ、北本市が進むべきまちの方向性と、そのために必要なまちづくりの進め方を示しています。

本市の自治の基本理念として、「自己決定・自己責任」「市民主権」を掲げ、北本市市民憲章の「緑にかこまれた健康な文化都市」をまちのあるべき姿として示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民のまちづくりへの参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

【解説】

この条例を制定する目的は、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現することにあります。そのため、この条例では、まず、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにして、市民の権利と責務、議会及び市長その他の執行機関の責務と、まちづくりに関する基本的な事項について規定しました。

この条例の理念のもとに、市民、議会、行政それぞれが自身の役割を担い、協働してまちづくりを進めることにより、理想の北本市の実現につながるものと考えています。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

この条例は北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例であるため、北本市の市政はこの条例の理念のもとに運営される必要があります。法規上、条例には上下関係はないものの、この条でこの条例を「北本市におけるまちづくりの最高規範」として規定することにより、この条例の理念が北本市のすべての条例、規則等に反映される形にしました。そのため、既存の条例や規則の中でこの条例にそぐわない内容が含まれるものがある場合には、改正や見直し等が必要になります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (2) 参画 市長等が実施する施策、事業等の計画策定、実施及び評価の各過程に参加することをいう。

【解説】

この条では、この条例で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい最低限の用語を定義しています。

よりよいまち、暮らしやすいまちをつくるためには、市民、議会、行政が「協働」してまちづくりを進める必要があります。

また、「参画」は、行政が行う事業等の計画、実施、評価の各過程に市民が主体的に参加することとして定義しました。

この他にも確認すべき用語が多くありますが、法律に規定のあるものについては、基本的にそれを適用し、ここではあえて規定しないこととしました。

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。

【解説】

まちづくりの基本理念を前文の中で明らかにした上で、その基本原則をひとつの項目としてここに整理しました。

第1条の目的の条では、「市民が自らまちづくりに参加し、市（議会及び市長その他の執行機関）と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現を図る」必要があると記しましたが、協働と市民参加を進めるためには、市民と議会、行政それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することがその前提条件であると考え、北本市における自治の3原則として「情報共有の原則」、「参加、参画の原則」、「協働の原則」を基本原則として規定しました。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

2 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。

3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。

【解説】

本条文では、市民が持つ権利と果たすべき責務について規定しています。

前文に示したとおり、市民はまちづくりの主役となり、主体的にまちづくりを進める必要があります。

第1項では、市民の権利を規定しています。市民が積極的に市政に参加するためには、まず、市民が正しい市政情報を得る必要があることから、市政に関する情報を知る権利を第1に規定し、続いて市政に参画する権利と行政サービスを等しく受ける権利を規定しました。

第2項では、市民の責務を規定しています。市民の納税の義務は日本国憲法にも国民の義務として位置付けられてはいますが、税は市の財政の根幹を支えるものであり、また、使用料等を負担することは、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえてこの条例にも規定しました。

第3項では、市民は、自治会活動をはじめとする地域活動等に進んで参加するなど、市民相互の連携に努めなければならないことを規定しました。

(事業者の権利及び責務)

第6条 事業者は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有する。

2 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

3 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【解説】

ここでは、事業者も地域社会を構成する一員として、市民と同様に市政の情報を知り、市政に参画する権利を有することを規定したほか、事業者は、市民の責務とは別に地域社会への貢献活動や従来の生活環境を守るべき責務を有することを規定しました。

第2節 議会

(議会の責務)

第7条 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民福祉の向上に努めなければならない。

2 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されることを念頭に、活動しなければならない。

3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

この条では、市の意思決定機関としての議会の役割と、責務について規定しました。議会は、行政の監視機能を有するとともに、市民全体の福祉の向上を考えながら市民の意志が市政運営に反映されるよう活動しなければならないことを規定しました。また、市民に対し説明責任を有すること、市民への議会に関する情報の発信など開かれた議会運営を行うべきことを議会の努力義務として位置付けました。

(議員の責務)

第8条 議員は、市民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

【解説】

他の条で、市長とその他の執行機関とは別に執行機関の職員の責務を設けることから、議会についても、議会全体の機能としての「議会の責務」とは別に、議員個人としての「議員の責務」を規定しました。

第3節 市長等

(市長の責務)

第9条 市長は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、北本市の代表者として市民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。

4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

【解説】

この条では、市の執行機関の長としての市長が果たすべき責務について規定しました。

まず、第1項では、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じる責務を有することを規定しました。

第2項では、市長は北本市の代表者であることを認識して市民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たるべきことを規定しました。

第3項では、市民に分かりやすい行政組織を構築し、縦割りになりがちな組織を機能的かつ効率的に構築する責務を盛り込みました。

第4項では、市長の補助機関である職員を適正に指揮監督し、職員の能力や知識の向上を図ることを規定しています。

(他の執行機関の責務)

第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

【解説】

教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長部局以外の執行機関についても市長と同様の責務を負うことを規定しました。

なお、「市長を除く執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会を指します。

条文中の「他の執行機関」とは、たとえば、教育委員会の立場であれば、教育委員会を除く市長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会のことを意味します。

なお、北本市では、鴻巣市、桶川市、北本地区衛生組合、埼玉県央広域事務組合、埼玉中部環境保全組合と共同で埼玉県央広域公平委員会を設置しているため、この規定は公平委員会には適用しないこととします。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に研鑽^{さん}に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力するものとする。

3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

【解説】

ここでは、市長の補助機関としての市職員の責務を規定しています。

第1項では、憲法第15条第2項「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また、地方公務員法第30条では「すべての公務員は、全体の奉仕者として勤務」すべきことが規定されていることを踏まえて市職員の基本的責務を明示したものです。

第2項では、市職員として自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、相互に連携、協力してまちづくりに取り組むべきことを規定しています。

また、第3項では、市職員は、自ら積極的に市民と連携して、北本市の市民としてまちづくりに取り組むべきものとししました。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第12条 市は、第4条の基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

【解説】

地方自治法第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」との規定があります。ここでは、執行機関がその基本構想とこれを実現するための計画をこの条例の第4条で示したまちづくりの基本原則のとおり、「市民参画」、「協働」、「情報公開」のもとで策定し、第2項では、それに基づいた行政運営を行うことを行政の義務として規定しました。

(行政評価)

第13条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。

【解説】

この条は、行政が行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表し、その評価結果についても市民からの意見を聴取する機会を設け、それらを事業の改善に生かす仕組みを確立するために規定しました。

そのため、第1項では、行政は行政評価を行い、その結果を次年度の予算等に反映させ、効果的かつ効率的に市政運営を行うべく努めるべきことを規定し、第2項では、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表して、広く市民の意見を聴取することを行政の義務として規定しました。

(行政手続)

第14条 市長等は、処分その他の行政手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

【解説】

北本市では既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、市政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

この条項は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

(説明責任)

第15条 市長等は、実施する施策、事業等の計画策定、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

この条では、行政の説明責任の原則を示しました。行政は計画策定や事業の実施、また事業の評価を行う際に、市民に分かりやすく説明する義務を有することを規定しました。

(財政運営及び財産管理)

第16条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分りやすく公表しなければならない。

【解説】

ここでは、行政が、限られた財源の中で、多様な行政サービスを提供するため、財政運営と財産管理の基本原則を規定しました。

第1項では、市長は、単年度ごとの財政運営だけを考えるのではなく、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うべきことを規定しました。

第2項では、地方分権が進む中、自治体経営（経営的行財政運営）の必要性が求められていることから、市長は、地域資源を有効活用して常に自主財源の確保に努め、これを効果的かつ効率的に活用すべきことを規定しました。

第3項では、行政の責務として、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設など公有財産の適正かつ効率的な管理、運用を規定しました。この項の主語を「市長等」としたのは、市長部局のみならず、教育委員会も市の保有する財産を管理しているためです。

第4項では、市民と行政とが協働するために必要な情報として、「財政状況」と「財産の保有状況」の情報を、市民に分りやすく公表すべきことを市長の義務として規定しました。

第5章 情報共有

(情報の公開及び共有)

第17条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するために、積極的に情報の発信を行い、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有できるよう努めなければならない。

【解説】

この条では、市民の請求に基づいて市が行う「情報公開」と、よりよいまちづくりを進めるために市が主体的に行う「情報発信」について規定しました。

北本市では、既に北本市情報公開条例を整備し、そのもとに制度を運用していることから、第1項では、情報の公開の具体的な運用方法を北本市情報公開条例に委任し、市が市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない義務を規定しました。

第2項について、情報共有の原則は、第4条のまちづくりの基本原則で、まちづくりの3原則のひとつとしても規定していますが、市民の市政への参画と協働を推進するため、市は積極的に市民に向けて情報を発信し、市民、議会、行政3者の情報共有に努めるべきことを規定しました。

(個人情報の保護)

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、市民の基本的な人権を擁護しなければならない。

【解説】

市は市民へのまちづくりに関する情報の積極的な発信を行うとともに、適切な情報公開を行う責務を持つ一方、個人情報を保護しなくてはなりません。

北本市では、既に北本市個人情報保護条例を定めているため、その具体的な運用については、個人情報保護条例に委任し、ここでは、市の個人情報保護の義務のみについて規定しました。

第6章 参画及び協働の仕組み

(参画及び協働の推進)

第19条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市長等は、市民との協働を推進するに当たり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

3 市民の参画の具体的な方法及び協働の推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

【解説】

ここでは、北本市のまちづくりの3原則のうちの「参加・参画」と「協働」の基本について規定しました。

第1項では、市民の意見を市政に反映させるために、行政は市民が市政に参画する機会の拡充に努め、市政への市民参画を推進しなければならないことを規定しました。

第2項では、行政は市民との協働を推進するにあたり、市民の自主性を尊重した公益的活動支援に努めるべきことを規定しました。

第3項では、市民参画と協働推進に関する具体的な方法等については、別に条例を設け、その条例で詳しく示すことを規定しました。

(附属機関等の委員の選任)

第20条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員を選任するときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

【解説】

北本市では、附属機関等の委員の選任について、「附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定しています。この自治基本条例には、附属機関の委員の公募を、市民参加を進めるための重要な事項として捉え、ここに規定しました。

(パブリック・コメント手続)

第21条 市長等は、別に条例で定めるところにより、市の全体又は各分野における基本的な方針を定める計画の策定又は重要な改定及び条例の制定又は改廃に係る案について、市民が意見を述べることのできる機会を保障しなければならない。

【解説】

ここでは、市民の市政への意見提出権を確立するために、計画策定や条例の制定など重要な案件については、市民からの意見を聴取する機会を設けるべきことを行政の義務として規定しました。

北本市では現在、パブリック・コメント手続要綱を定め、運用していますが、この条例の制定の後には、その内容を整理し、要綱を条例として整備する予定です。

(意見、要望等への対応)

第22条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応するものとする。

【解説】

ここでは、市民からの意見、要望等への対応の原則を示し、その対応について行政が市民に対して最低限担保すべきものとして「必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応」すべきことを行政の義務として規定しました。

現在、「市長への手紙」という制度を設け、市政に対する意見を市民から随時受け付けていますが、市民の意見は、市政を運営するための大切な情報として、市民と市で共有し、大いに活用すべきものと考えています。

(地域コミュニティ活動の推進)

第23条 市長等は、地域活動の主要な担い手である自治会その他の地域コミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

【解説】

自治会や地域コミュニティ委員会の活動等地域における住民の自治活動は、地域の課題解決や市民生活を営む上で欠かせないものです。

そのため、地域住民活動の促進のために必要な施策を講じることを行政の義務として規定しました。

なお、北本市内には、111の自治会と8つの地域コミュニティ委員会が組織されており、それぞれ、北本市自治会連合会、北本市コミュニティ協議会として市内全域をカバーしています。このように地域自治組織が市内全域に渡って組織されている地方公共団体はまだそう多くはなく、これは、北本市の大きな特徴といえます。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、住民投票を実施することができる。

(1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

この条では、市民によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断できる手段として住民投票があることを規定しています。

住民投票については、この自治基本条例が制定されていない現在も、法のもとに個別の住民投票条例を制定することにより、実施が可能ですが、ここでは、住民投票に関し、市民、議会、市長の3者がそれぞれ持つ権利について整理しました。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のために、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

【解説】

市は、市政運営に当り、必要に応じて国や他の地方公共団体と連携、協力すべきことを市の努力義務として規定しました。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じ、まちづくりの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要と認める事項

【解説】

この条では、市長の附属機関として設置される北本市自治基本条例審議会が担う役割を規定しました。

この審議会は地方自治法第138条の4第3項で定められている行政機関の附属機関としての設置を想定しています。北本市では、「北本市執行機関の附属機関に関する条例」がありますので、その条例にこの北本市自治基本条例審議会の設置を規定する予定です。

第1項第1号から第3号に、この審議会の役割を規定していますが、審議会を設置する目的は、市政運営上、この条例がきちんと運用されているかをチェックすることにあります。

この審議会の設置については、「北本市附属機関の設置に関する条例」で規定し、審議会委員の構成等この審議会の組織及び運営に関しては、別に規則を定めて、その中に規定することとしています。

(この条例の検証及び見直し)

第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

【解説】

社会、経済情勢の変化等により、条例の見直しが必要になったときには、「市は必要に応じて、見直しを行う」という規定を設けました。

第26条で定めた北本市自治基本条例審議会は、この条例の検証及び見直しについて審議する機関となります。